

獣害対策設備設置費補助金等の手続きについて（お知らせ）

1. 栃木市獣害対策設備設置費補助金について

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル等の野生獣による農林業・生活環境被害を受けている個人または自治会等の団体が、獣害対策としてワイヤーメッシュ柵や電気柵等の侵入防止柵や、箱わなや小型箱わな等の設置する事業に対し、栃木市から補助金を交付します。

申請要件、補助金額等については以下のとおりです。

①交付の対象者	個人・・・市内に住所を有する者（共同施行者を含む） 又は市内に事業所を設置する法人 団体・・・市内に存する団体の内自治会又は里山林整備団体 その他市長がこれらに類するものと認める団体		
②補助対象事業	過去5年以内に、補助金の交付を受けていない市内の土地に、 獣害対策設備を設置する事業		
③補助の対象となる獣害対策設備	侵入防止柵	金網柵	目合が10cm以下のもの
		ワイヤーメッシュ柵	ワイヤー径が4ミリ以上のもの（※目合い横幅10cm以下のものを推奨します。）
		電気柵	電気用品安全法適合品であること（※放牧用電気柵は対象外）
		ネット	獣害専用のネットで、目合いが10cm以下のもの
		防草シート	幅50cm以下のもの。
	大型わな	箱わな・ 囲いわな	イノシシ、ニホンジカ又はニホンザル用のもの
	小型わな	小型箱わな	ハクビシン又はアライグマ用のもの
④補助対象経費	その他 獣害対策に効果があると市長が認めるもの		
⑤補助金額 （1,000円未満の端数がある時は、これを切捨てる。）	【侵入防止柵】 個人…20万円を限度とし、補助対象経費の3分の2以内の額 団体…100万円を限度とし、補助対象経費の10分の9以内の額 （※団体の場合は、事前にご相談ください。） 【大型わな】 （※申請には、わな猟免許等条件があります。） 個人…10万円を限度とし、補助対象経費の3分の2以内の額 団体…10万円を限度とし、補助対象経費の10分の9以内の額 【小型わな】 （※申請には条件があります。） 個人…1万円を限度とし、補助対象経費の3分の2以内の額 団体…1万円を限度とし、補助対象経費の10分の9以内の額 ※補助金の予算額を超えた場合、終了となります。		

受 付 期 間	・ 侵入防止柵設置（団体） 事前にご相談ください。 ・ それ以外の設置事業 2月末日まで（土日祝日を除く） ※補助金の予算額を超えた時点で受付は終了となります。
申 請 方 法	要件に該当する方で補助金を希望する方は、所定の様式に事業計画、予算額等を記入し下記の申請先に提出してください。 なお、<u>個人、又は箱わなの申請の場合は、設備を設置する日の20日前までに、団体が侵入防止柵を設置する場合は、設置する日の30日前までに申請書を提出してください。</u> 詳しくは下記問合せ先にご相談ください。
申 請 先 (問合せ先)	西方総合支所 産業建設課 電話 0282(92)0313

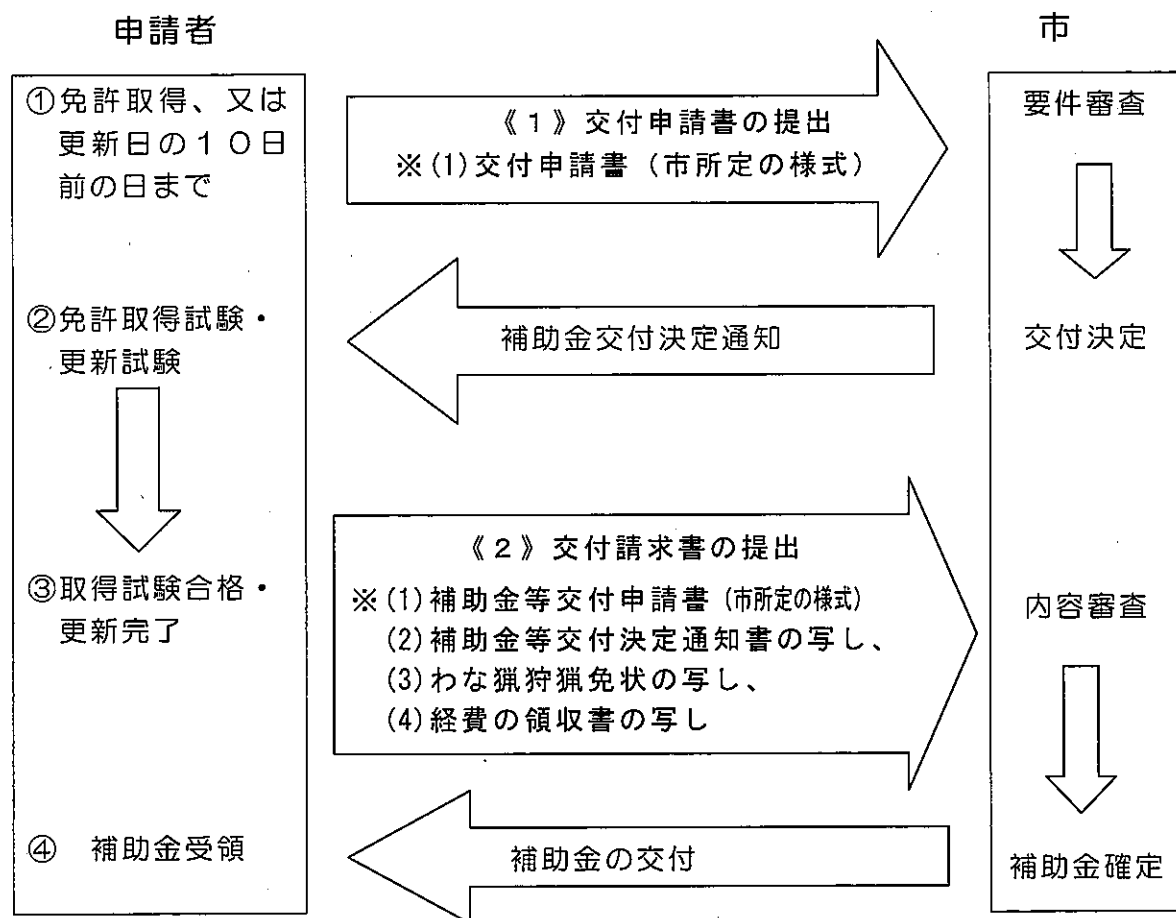
2. 栃木市わな猟免許取得・更新支援事業補助金制度について

わな猟免許を取得・更新する場合に、栃木市から補助金を交付します。
申請要件、補助金額等については以下のとおりです。

補助対象事業	わな猟免許取得・更新支援事業
交付の対象者	下記の①から③の全てに当てはまる者 ① 市内に住所を有する方 ② わな猟免許を新たに取得し、又は更新しようとする方 ③ 市税の滞納がない方
免許取得の補助対象となる必要経費	イ 試験の手数料（栃木県収入証紙代） □ 医師の診断書作成料 ハ 栃木県猟友会の事前講習会の受講料 ※請求時にはイ～ハの領収書の写しが必要になります。
免許更新の補助対象となる必要経費	イ 更新手数料（栃木県収入証紙代） □ 医師の診断書作成料 ※請求時にはイ、□の領収書の写しが必要になります。
補助金額	取得：イ～ハの合計額、更新：イ、□の合計額
申請期限	免許を取得・更新する日の１０日前まで
申請に必要なもの	(1) 補助金等交付申請書（市所定の様式）
請求に必要なもの	(1) 補助金等交付請求書（市所定の様式） (2) 補助金等交付決定通知書（市発行のもの）の写し (3) わな猟狩猟免許状の写し (4) 試験（更新）手数料の県収入証紙の領収書の写し (5) 医師の診断書作成料の領収書の写し (6) 事前講習会受講料の領収書の写し（※取得者のみ。）
受付開始	補助金の予算額を超えた場合、終了となります。
申請方法	上記要件に該当する方で補助金を希望する場合は、免許を取得・更新する１０日前までに、所定の交付申請書様式に記入の上、下記まで提出してください。 詳しくは問合せ先にご相談ください。
申請先 （問合せ先）	西方総合支所産業建設課 電話 0282(92)0313

※免許取得後、実際に狩猟を行うためには、県の狩猟登録（有料）、狩猟税、保険加入等の費用が別途必要になります。詳細は栃木県県南環境森林事務所（電話 0283-23-1441）へお願いします。
また、事前講習会の申込は地元の猟友会へお願いします。

1. 補助金交付申請に伴う手続きの流れ



2. 提出していただく書類

《1》交付申請書 (免許取得・更新の日の10日前の日までに提出して下さい。)

(1) 補助金等交付申請書 (市所定の様式)

《2》交付請求書 (わな猟免許取得・更新後に提出して下さい。)

- (1) 補助金等交付請求書 (市所定の様式)
- (2) 補助金等交付決定通知書の写し (市から発行されたもの)
- (3) 取得又は更新したわな猟狩猟免許の写し
- (4) 補助対象経費の領収書の写し
 - ・ 試験 (更新) 手数料の県収入証紙の領収書の写し
 - ・ 医師の診断書作成料の領収書の写し
 - ・ 事前講習会受講料の領収書の写し (※取得者のみ。)

3. その他

◎補助金交付申請対象者となる方は、わな猟狩猟試験に合格し、わな猟狩猟免許を所持する方のみです。

◎補助金交付は口座振込となります。